

# 家畜衛生だより

今季国内初

野鳥で高病原性鳥インフルエンザウイルスを確認！

- 令和4年9月25日 神奈川県伊勢原市で衰弱したハヤブサ1羽を回収(その後死亡)  
9月26日 簡易検査でA型鳥インフルエンザ 陽性  
9月29日 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)検出

上記のとおり、野鳥で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されました。すでに本病のウイルスを保有した渡り鳥が国内に飛来している可能性が高く、今シーズンにおいても嚴重な警戒が必要です。

つきましては、今年度においても、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の全国一斉点検を実施します。令和4年10月～令和5年5月までの毎月、下記7項目について自己点検を実施し、その結果を家畜保健衛生所に御報告ください。

## 【点検項目】

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除

## 【回答方法】

メール、FAX又は電話

- ※1 FAXの場合は別紙の回答様式を御利用ください。  
※2 メールの場合は、別紙回答様式を参考にしながら、  
「①〇②〇③ー」のように本文に御記載ください。

## 【回答期限】

10月分は10月13日(木)までに御報告をお願いします。  
それ以降は、毎月10日までに御報告ください。



## 野生動物の侵入防止対策は万全ですか？

昨シーズンは、飼養家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの感染が世界的に流行しました。特に、欧州や北米大陸においては、これまでと異なり、夏季になっても飼養家きんにおける本病の発生が継続しているところです。

今シーズンにおいても、感染した渡り鳥が日本へ飛来するリスクが非常に高いと考えられます。自己点検票を活用し、防鳥ネット、長靴交換・手指消毒といった家きん舎へのウイルス侵入防止対策、ネズミ等の侵入防止対策等について、今一度見直しをお願いします。

また、野生動物の誘引となる死亡家きんの適切な処理、堆肥舎等の家きん舎以外の農場内施設についても、防鳥ネット等、侵入防止対策をお願いします。

### 【国内発生】

(令和3年11月～令和4年5月)

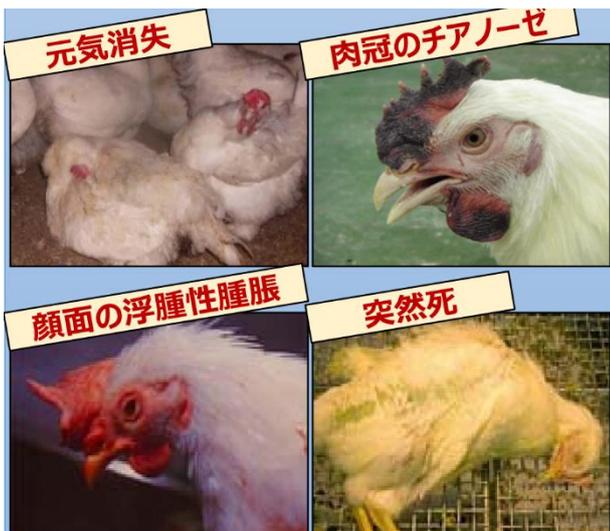
- ・発生件数 : 12道県25事例
- ・殺処分羽数 : 計189万羽

### 主な海外での発生

(令和4年8月29日時点)

- ・韓国 47件
- ・フランス 1,416件
- ・米国 410件

## 早期発見・早期通報をお願いします！



- 毎日、健康状態をよく観察してください。
- 死亡羽数増加、産卵率低下、元気消失などの異状が見られた場合は、すぐに家畜保健衛生所に御連絡ください。

※だちょう・エミューについては、昨シーズンの発生例で明確な死亡の増加が確認されていません。だちょう・エミューが死亡した場合は、家畜保健衛生所に御連絡ください。

引用:農林水産省

自己点検結果の報告と併せて、毎月の死亡羽数の報告(家伝法52条に基づく報告)の提出もよろしくをお願いします！



(別紙)

宛先：埼玉県川越家畜保健衛生所 家畜防疫担当  
TEL：049-225-4141  
FAX：049-226-9653  
メール：r2541411@pref.saitama.lg.jp

農場名 \_\_\_\_\_

管理者氏名 \_\_\_\_\_

## 飼養衛生管理基準の自己点検チェック表【\_\_月】

チェック欄には、遵守していれば「○」、していなければ「×」を記入してください。  
③については、車両の進入がない場合は「-」を記入して下さい。

項目	チェック欄
① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	
⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	
⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	

☆メール、FAXまたは電話にて御回答ください。

★回答締切 10月分：10月13日(木) 11～5月分：毎月10日

★毎月の死亡羽数の報告報告も合わせて提出をお願いします。